

飯田都市計画の変更について（報告）

建設部

1 都市計画道路（国道153号飯田南道路等）の変更について（県決定）

(1) 概要

令和3年10月に「飯田市土地利用基本方針（市都市計画マスタープラン）」の「都市計画道路の見直し方針」に「新規候補」として位置付けた国道153号飯田南道路は、長野県による都市計画の法定手続きが進められ、令和4年11月7日付けで都市計画決定告示が行われました。

(2) 都市計画変更の内容

市は、国道153号飯田南道路の都市計画決定がなされるよう、県に都市計画変更案の申出を行いました。県は、市の申出を受け都市計画決定することが妥当であると判断し、国道153号飯田南道路他2路線の都市計画道路の変更を行いました。

都市計画道路の変更に関する具体的な内容は、次のとおりです。

ア 3・3・45号竹佐北方線（飯田南道路）

広域交通を担うほか、飯田地域の骨格を形成し地域の将来を支える「飯田南道路」を都市計画道路網に追加。

イ 3・3・4号羽場大瀬木線

竹佐北方線と重複する区間を削除し終点を変更。

ウ 3・3・6号北方座光寺線（国道153号アップルロード）

竹佐北方線と接続する飯田インター東交差点の形状（隅切）を変更。

(3) 今後の進め方

早期事業化に向け、関係機関と連携して、地域の皆さんのご意見をお聞きしながら事業の推進に努めます。

2 都市計画道路（西の原殿岡線）及び用途地域の変更について（市決定）

(1) 概要

令和3年10月に変更した「飯田市土地利用基本方針（市都市計画マスタープラン）」の「都市計画道路の見直し方針」に基づく都市計画道路西の原殿岡線の廃止と、それに伴う用途地域の変更について、令和4年11月7日付けで都市計画決定告示を行いました。

(2) 都市計画変更の内容

ア 都市計画道路の廃止について

「都市計画道路の見直し方針」で「廃止候補又は変更候補」としていた都市計画道路8・7・2号西の原殿岡線（自転車歩行者専用道路）は、関係する地域の合意の上、全線を廃止しました。

イ 用途地域の変更について

上記アに伴い、次の方針により必要な用途地域の変更を行いました。

(ア) 既存建築物や地形等の状況を考慮すること。

(イ) 第1種低層住居専用地域は、二世帯同居など多世代で支え合う生活が実現できるよう、他地区と同様の建ぺい率と容積率に緩和すること。

（建ぺい率：40%→50%、容積率：60%→80%）

3 主な経過（飯田南道路・西の原殿岡線関係）

令和3年10月22日 市土地利用基本方針の変更

令和4年4月27日 市都市計画審議会（勉強会）

5月10日 都市計画変更案（都計法第15条の2）の申出

6月28日～7月6日

素案に関する住民説明会

7月8日～8月8日

素案の閲覧、パブリックコメント

7月31日 公聴会（公述の申出がなかったため中止）

8月9日 鼎地域協議会

8月17日 伊賀良地域協議会

8月23日～9月5日

都市計画案の公告、縦覧

9月29日 市都市計画審議会

10月24日 県都市計画審議会

11月7日 都市計画決定告示